平成２３年（フ）第２００号
北海道旭川市豊岡２条７丁目２番13号　アルトＶ105
債務者　水上　由佳
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０６号
北海道旭川市末広１条２丁目２番27号　コーポ東和パートⅠ101号室
債務者　宮本　清治
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１７号
北海道旭川市５条西８丁目２番20号　市住3104号
債務者　加藤　延晃
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月10日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
栃木県佐野市高萩町277番地７、従前の住所栃木県佐野市高萩町277番地２
債務者　菊地　好江
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第３６５４号
大阪市淀川区十三元今里２丁目２番47号　ラベルシャンブル303号
債務者　元田麻衣子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８４号
愛知県岡崎市宇頭町字後久２番地６　太田マンション205
債務者　今泉建築こと　今泉　隆広
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第３６６０号
名古屋市港区宝神２丁目2411番地　プリムローズ宝神201号、従前の住所名古屋市港区宝神３丁目305番地　ガーデンヒルズ宝神203号
破産者　フジタ設備こと　藤田　正孝
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産者から破産法218条１項１号による破産手続廃止の申立てがあったので、これを相当と認める。
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２２年（フ）第８７３６号
東京都板橋区高島平６丁目１番５号
破産者　株式会社花九拾
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８９号
福島県会津若松市新横町１番17号
破産者　ヤマゴ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
千葉県富里市七栄776番地１　浅沼荘Ｅ－５
破産者　清野由紀子
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第５１５５号
神奈川県相模原市緑区日連708、開始決定時の住所東京都目黒区五本木１丁目３－15
破産者　中島　武久
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２号
宮城県名取市杉ヶ袋字横手60番地の３
破産者　石土機械株式会社
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
福島県郡山市富田町字下双又15番地の５
破産者　株式会社広伸
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
岐阜市北島９丁目６番５号
破産者　熊田千津子
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１７８号
岐阜市北島９丁目６番５号
破産者　熊田　治男
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２３５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合75番地の１
破産者　株式会社所工務店
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
愛媛県松山市三津２丁目６番38号
破産者　株式会社ワールドシー
1　決定年月日　平成23年６月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所